

「保護者向け就活情報発信」業務委託プロポーザル実施要領

1. 概要

この要領は、ふるさと島根定住財団（以下、財団）が実施する県内就職促進事業を進めるにあたり、県内の就活情報を広く保護者に周知するためのコラム作成及び保護者向け就活情報全般の広報業務の企画提案を募集し、財団とともに事業実施する事業パートナーについて、総合的な審査により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 目的

県内の就活情報や就活支援制度等について記載した「就活コラム」を作成し、大学生等の子を持つ保護者に広く周知し、保護者から子に情報を伝えてもらうことで、県内就職の促進を図る。

また、保護者のためのしまね就活応援サイトや「保護者向け就活セミナー」等のイベントの広報を行い、県内就職への理解を深めることを目的とする。

3. 委託業務の内容

(1)業務名	「保護者向け就活情報発信」業務
(2)事業期間	契約締結の日から令和9年1月31日（日）まで
(3)委託金額	委託業務にかかる委託金額は4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 ※上記の金額には、企画提案書に基づく委託業務の全ての費用を含むものとする。 明細を作成し、明細項目については内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。 ※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。
(4)業務内容	【就活コラムについて】 県内就職情報や支援制度等を記載した「就活コラム」の作成（制作内容及び取材先等の候補選定）を行うこと。 【広報について】 (1) 企画コンセプト 本業務にあたり、メインターゲットである大学生等の保護者に対して最も効果的と思われる広報企画についての、基本的な考え方（方針）を設定すること。 (2) 広報手法の計画・実施 メインターゲットである大学生等の保護者の関心に合わせた費用対効果の高いと思われる手法を提案し、実施すること。なお、広報に利用する素材については、財団が用意するものを活用することを原則とする。 (3) 効果測定方法の設定・分析 ターゲットをマーケティングした上で、波及効果、広告費換算、到達度測定等の数値や効果を提案内容に応じて明確に設定し、実施後、個別の手段について評価分析・報告を行うこと。 (4) その他、目的を達成するために企画実施する内容

	<p>【実施体制及び業務スケジュールの管理・運用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。 ・計画的かつ無理のない実現可能な実施体制及びスケジュールにおいて事業実施をすること。 <p>※詳細は「保護者向け就活情報発信」企画運営業務委託に係る仕様書のとおり。</p>
--	--

4. 参加資格

本業務委託は、単独または共同提案により行うものとし、参加要件は以下のすべてを満たす企業もしくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(1) 単独提案の場合

- ①単独の法人での参加は、島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。

(2) コンソーシアム提案の場合

- ①コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

- ②コンソーシアムの構成員として企画コンペ応募申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ) コンソーシアムの構成員が単独企業等としても重複参加する者でないこと。

(3) 単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

- ③国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- ④最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。

- ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- ⑩当該委託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

(4) 委託業務終了までの間、財団ジョブカフェ事業課との連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に参加申込書を財団に提出すること。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び企画審査に関する通知を行う。

(1)告知開始	令和8年4月20日(月)	財団サイトでの募集開始
(2)質問の受付期間	令和8年4月30日(木) 12時まで【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書(様式1)」によりメールにて提出すること。
(3)質問の回答日 (予定)	令和8年5月7日(木)	回答は、質問者からの質疑を全てとりまとめ、財団サイト内の入札情報及び、「ジョブカフェしまね」サイト内のお知らせに掲載する。
(4)参加申込書の提出	令和8年5月12日(火) 12時まで【必着】	企画提案への参加を希望する者は、別紙「参加申込書(様式2)」を持参又は郵送により提出すること。
(5)参加資格通知日 (予定)	令和8年5月14日(木)	参加資格を有する者には、その旨をメールにて通知する。

6. 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1)提出方法	持参または郵送により提出すること (FAX、E-mailでの提出は受け付けない)
(2)提出先	(公財)ふるさと島根定住財団 ジョブカフェ事業課(担当:清水、持田) 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
(3)提出期限	令和8年5月21日(木) 12時まで【必着】

7. 企画プロポーザルに係る提出書類

(1)企画提案書	・企画提案書には以下の項目を盛り込むこととし、5部提出すること。 ①全体的な企画策定 ②「就活コラム」の企画、レイアウト ③広報手法の計画・実施 ④実施・運営体制及び業務スケジュール ⑤効果測定方法 ⑥その他目的を達成するために企画実施する内容
(2)見積書	・5部(4部は写しでも可)提出すること。 ・見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・明細項目には内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3)会社概要	・会社概要が分かるものを5部提出すること。
(4)主な受注実績	・官公庁等からの過去3年間の主な受注実績一覧を5部提出すること。

8. 業者選定方法等

(1)企画審査	参加資格を有する者については、プレゼンテーションによる企画審査会を行う。 【日時】令和8年5月26日(火) ※開催時間は審査会参加資格者へ別途通知します。 【場所】財団会議室 【方法】各社30分以内のプレゼンテーション <プレゼンテーション20分、質疑応答10分>
---------	---

(2) 審査項目	①事業趣旨にそっていること（要望理解度） ②企画内容（新規性、話題性、着実性） ③実施体制（実施メンバー、これまでの実績） ④効率性（内容と見積額とのバランス） ⑤熱意（企画にかける意気込み）
(3) 審査結果	プレゼンテーション後、審査を行い、各提案者に書面で通知する。

9. その他

- (1) 企画提案審査会に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、財団に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) 財団から提供されたデータ等は、財団の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。

10. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 ジョブカフェ事業課 （担当：清水、持田）
 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階
 電話 0852-28-0694
 FAX 0852-28-0692
 E-mail newjobcafe@teiju.or.jp